

18歳未満の青少年に裸の画像などの提供を要求する行為は条例で禁止されます。



栃木県青少年健全育成条例が改正されます。
(令和3(2021)年7月1日施行)

改正の概要

- 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(※)の提供を求めてはなりません。
- 右に該当する行為等により、青少年に対し自画撮り画像を要求すると、**30万円以下の罰金刑**となります。

※児童ポルノとは・・・

・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいいます。

拒まれたにもかかわらず

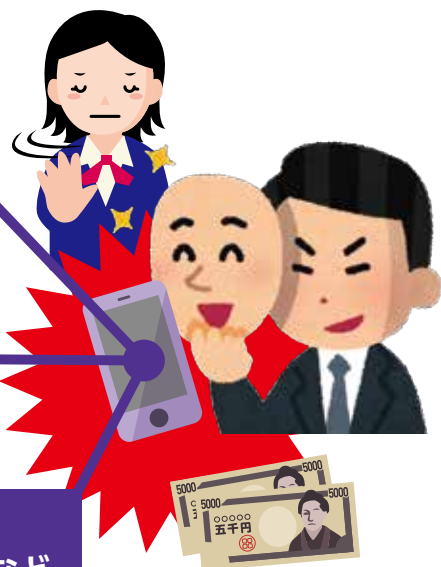
・断られたけど、何回か言えば送ってくるだろう

威迫・欺き・困惑

・送らないとお前の家に行くぞ
・(同性のふりをして)自分の胸と比べたいから画像送って

対償供与

・5,000円あげるから画像送って
・画像くれたらプレゼントあげるなど



『下着姿や裸の画像は絶対に送らない！送らせない！』

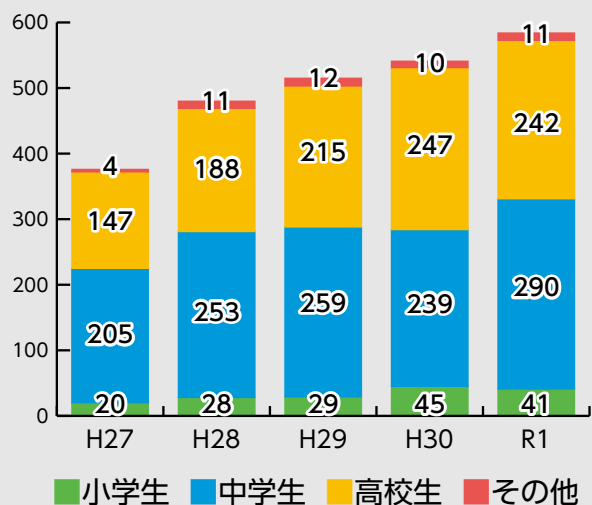
ネット上で知り合った人を信用するのは危険です。
たった1回送っただけでも、その画像がネット上に流出すると、コピーは無限に拡散し、全ての画像を削除することは不可能です。
裸の画像等の送受信は絶対にやめましょう!!

つながる先の笑顔のために

～ 利用しようフィルタリング 高めようネットマナー ～



自画撮り被害児童数の推移（全国）



なんで送るの？



断ったけど

- ・本当は嫌だったけど、断ってもしつこくて
- ・1回くらい良いかなあと思って

騙された

- ・相手は自分を女子高生だと言っていた
- ・相手が裸の写真を送ってきて、身体の相談をされたから（年齢性別は嘘！画像も本人のものではありません）

欲しかった

- ・お金あげるって言うから
- ・大好きなアイドルのコンサートチケットをあげると言われて

どうすれば

- ・裸の画像を送ってくれないと死ぬと言われて
- ・裸の画像を送らないと学校や住所をバラすと言われて

- 自画撮り被害は年々増加中！
- 特に中高生は注意が必要だよ！
- SNS等のネット上で、プライベートなことを話すのはとても危険！！



- 画像を送信した理由は様々だけど、絶対に裸の画像等を送信してはダメだよ！
- 送信すると、未来の自分を苦しめることになるから、脅しや甘い誘いに負けない強い心を持とう！

一人で悩まないで
すぐに、相談するまろ！



相談窓口名称	電話番号	受付時間	お休み
テレホン児童相談	☎028-665-7788	9:00～20:00	なし
子どもの人権110番	☎0120-007-110	8:30～17:15	土・日・祝・年末年始
いじめ相談さわやかテレホン	☎028-665-9999	24時間	なし
24時間子供SOSダイヤル	☎0120-07-8310	24時間	なし
ヤングテレホン(栃木県警察)	☎0120-87-4152	9:00～16:00	土・日・祝・年末年始
チャイルドラインとちぎ	☎0120-99-7777	16:00～21:00	年末年始
栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター	☎028-643-3422	10:00～19:00	日・月・祝・年末年始
栃木いのちの電話	☎028-643-7830	24時間	なし

お問い合わせ先

栃木県 青少年 条例

検索

栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課青少年育成担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

電話 028-623-3075 FAX 028-623-3150



とちぎの元気な子ども育て隊!!
とちぎの子ども育成憲章 マスコットキャラクター